

<社会福祉関係>

法律名	条 文
民生委員法	民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に 住民 の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。
生活保護法	この法律は、 日本国憲法 第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
社会福祉法	この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における 共通的基本事項 を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、 福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉 （以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。
特定非営利活動促進法（NPO法）	この法律は、特定非営利活動を行う団体に 法人格 を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、 ボランティア活動 をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。
生活困窮者自立支援法	この法律は、 生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給 その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、 公共交通機関 の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

<児童家庭福祉関係>

法律名	条 文
児童福祉法	<p>全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p>
少年法	<p>この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。</p>
売春防止法	<p>この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。</p>
児童扶養手当法	<p>この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
母子及び父子並びに寡婦福祉法	<p>この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</p>
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	<p>この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
母子保健法	<p>この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。</p>
児童手当法	<p>この法律は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 7 条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</p>

法律名	条 文
児童虐待の防止等に関する法律	この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。
次世代育成支援対策推進法	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

法律名	条 文
少子化社会対策基本法	この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、 少子化社会 において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって 国民 が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	この法律は、幼児期の 教育及び保育 が生涯にわたる 人格形成 の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な 少子化の進行 並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い 小学校就学前 の子ども の教育及び保育 に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する 教育及び保育 並びに 保護者 に対する 子育て支援 の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。
子ども・若者育成支援推進法	この法律は、子ども・若者が 次代の社会 を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、 日本国憲法 及び 児童の権利に関する条約 の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに 施策の基本となる事項 を定めるとともに、 子ども・若者育成支援推進本部 を設置すること等により、他の関係法律による 施策 と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための 施策 （以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。
子ども・子育て支援法	この法律は、我が国における急速な 少子化の進行 並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、 児童福祉法 その他の子どもに関する法律による 施策 と相まって、 子ども・子育て支援給付 その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

法律名	条 文
子どもの貧困対策の推進に関する法律	この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、 貧困の状況 にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、 教育の機会均等 を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	この法律は、 養育者との永続的な関係 に基づいて行われる 家庭における養育 を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、養子縁組あっせん事業を行う者について 許可制度 を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資することを目的とする。

<障害者福祉関係>

法律名	条 文
身体障害者福祉法	この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）と相まって、 身体障害者の自立と社会経済活動への参加 を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）と相まってその 社会復帰の促進 及びその 自立と社会経済活動への参加の促進 のために必要な援助を行い、並びにその 発生の予防 その他 国民の精神的健康の保持及び増進 に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。
知的障害者福祉法	この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）と相まって、 知的障害者の自立と社会経済活動への参加 を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

法律名	条 文
障害者基本法	この法律は、全ての国民が、 障害の有無にかかわらず 、等しく 基本的人権 を享有するかけがえのない 個人 として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、 障害の有無 によつて分け隔てられることなく、相互に 人格と個性 を尊重し合いながら 共生する社会 を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により 、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
発達障害者支援法	この法律は、発達障害者の 心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進 のために発達障害の症状の発現後 できるだけ早期 に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、 障害者基本法 の基本的な理念にのっとり、発達障害者が 基本的人権 を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を 早期に発見 し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、 学校教育 における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、 発達障害者支援センター の指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もつて全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に 人格と個性 を尊重し合いながら 共生する社会 の実現に資することを目的とする。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	この法律は、 障害者基本法 の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が 基本的人権 を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な 障害福祉サービス に係る給付、 地域生活支援事業 その他の支援を総合的に行い、もつて障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に 人格と個性 を尊重し安心して暮らすことのできる 地域社会 の実現に寄与することを目的とする。

法律名	条 文
<p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法)</p>	<p>この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。</p>
<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律</p>	<p>この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。</p>
<p>★障害者の権利に関する条約</p>	<p>この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。</p> <p>障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。</p>

★＝条約

<高齢者福祉関係>

法律名	条 文
老人福祉法	この法律は、 老人の福祉 に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その 心身の健康の保持及び生活の安定 のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。
高齢者の医療の確保に関する法律	この法律は、国民の 高齢期 における適切な 医療の確保 を図るため、 医療費の適正化 を推進するための計画の作成及び保険者による 健康診査等 の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、 国民の共同連帯の理念 等に基づき、 前期高齢者 に係る保険者間の 費用負担 の調整、 後期高齢者 に対する 適切な医療の給付 等を行うために必要な制度を設け、もつて国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。
高齢社会対策基本法	この法律は、我が国における 急速な高齢化の進展 が 経済社会 の変化と相まって、 国民生活 に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、 高齢化の進展 に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、 高齢社会対策 の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もつて 経済社会の健全な発展 及び 国民生活の安定向上 を図ることを目的とする。
介護保険法	この法律は、 加齢 に伴って生ずる 心身の変化 に起因する 疾病等 により 要介護状態 となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が 尊厳を保持 し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の 共同連帯 の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もつて国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）	この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、 高齢者の尊厳の保持 にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もつて高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

< 社会保障・地域保健関係 >

法律名	条 文
国民年金法	国民年金制度は、 日本国憲法 第 25 条第 2 項に規定する理念に基き、 老齡、障害又は死亡 によつて 国民生活の安定 がそこなわれることを国民の 共同連帯 によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。
国民健康保険法	この法律は、 国民健康保険事業 の健全な運営を確保し、もつて 社会保障 及び 国民保健 の向上に寄与することを目的とする。
雇用保険法	雇用保険は、 労働者が失業 した場合及び労働者について 雇用の継続が困難 となる事由が生じた場合に必要な 給付 を行うほか、労働者が自ら職業に関する 教育訓練 を受けた場合に必要な 給付 を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、 求職活動 を容易にする等その 就職を促進 し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、 失業の予防 、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。
労働者災害補償保険法	労働者災害補償保険は、 業務上の事由 又は 通勤 による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な 保険給付 を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により 負傷 し、又は 疾病 にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
地域保健法	この法律は、 地域保健対策 の推進に関する基本指針、 保健所の設置 その他 地域保健対策 の推進に関し基本となる事項を定めることにより、 母子保健法 その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もつて 地域住民の健康の保持及び増進 に寄与することを目的とする。

<教育関係>

法律名	条 文
教育基本法	<p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。</p> <p>我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p>
学校教育法	法の目的の条文なし
いじめ防止対策推進法	<p>この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。</p>
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	<p>この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。</p>